

令和8年度

上山市結婚新生活補助金のご案内

(令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻した世帯)

◆上山市は、20代も30代も1世帯あたり60万円を上限に補助◆

上山市で新生活を始める新婚世帯を応援するため、住宅賃借、引越し費用を補助します



対象世帯(新規申請の世帯)

●条件すべてを満たす場合のみ、補助を受けることができます

- 婚姻した世帯で、原則夫婦共に上山市内の賃貸住宅に住民票がある
(婚姻日は、令和8年1月1日～令和9年3月31日)
- 夫婦共に婚姻日の年齢が39歳以下
- 令和7年分(令和7年1月1日～12月31日)の夫婦の合計所得金額が500万円未満
※複数の所得がある場合は、全ての所得の合計となります
※貸与型奨学金の返済を現在も行っている場合は、世帯の所得額から返済額を控除
- 市税を完納していること
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
(結婚新生活の補助金と内容が重複しない補助金をのぞく)
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- 交付申請時より、夫婦共に2年以上継続して上山市に住む意思があること
- 講座の受講の実績を確認できる書類の提出(新規)



対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間にかかった経費や費用

●住居費

- 婚姻を機に賃借した住宅の賃料・共益費、敷金、礼金、仲介手数料
※勤務先から住宅手当を受けている場合は、手当分を差し引いて補助
※駐車場代、火災保険料、水道光熱費、設備購入代等は対象外

●婚姻に伴う引越しに要した費用

- 引越し業者や運送業者へ支払った費用が対象
※レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用などは対象外



申請期間

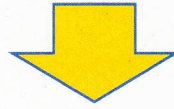
令和8年6月16日～令和9年3月31日まで(郵送の場合は、令和9年3月31日必着)

手続きの流れ

まずは、上山市役所 福祉課 地域福祉係へ
窓口もしくは電話でお問合せ下さい



※窓口にお越しの際は、事前に予約をお願いします
023-672-1111（内線188）



必要書類

●必ず必要なもの

- 上山市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 戸籍謄本の写し（婚姻後の戸籍）
- 物件の賃貸借契約書の写し
- 住居費の領収書又は家賃等支払証明書（様式第3号）
- 同意書兼誓約書（様式第4号）
- 以下の中から夫婦それぞれが1つ実施し、実績を確認できる書類
 - ※詳細は別紙（受講料は夫婦の自己負担）
 - ア ライフデザイン支援講座の受講
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座の受講

●該当する場合、必要なもの

- 住宅手当支給証明書（様式第2号）⇒申請期間に在職している方のみ
在職中に手当を受給していなくても、「受給していない」ことの証明が必要です。
- 令和7年分の所得証明書（令和8年1月1日時点に上山市に住所がない方）
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合）
- 引越しに係る領収書の写し（引越し業者や運送業者を利用した場合）

申請



審査を実施



交付決定通知書と請求書(様式第8号)を送付します



振込

別紙

令和8年度 上山市結婚新生活支援事業 講座一覧

令和8年度に申請する新婚世帯（継続世帯は不要）について、下記の講座又は相談を実績報告書の提出前までに受講又は実施することが補助金交付の要件となりました。

講座名	ライフデザイン支援講座	プレコンセプションケアに関する講座	医療機関への妊娠・出産に係る相談	共家事・子育て講座
受講対象者	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦又は夫のみ
講座実施主体	自治体・企業・団体等	自治体・企業・団体等	医療機関・自治体 (保健師への相談も可)	自治体・企業・団体等
教材・講座・動画など	県が制作する動画 (公開され次第掲載)	国立研究開発法人国立成育医療研究センターYouTube動画 https://www.youtube.com/@国立成育NCCHD-Japan	・医療機関への受診・相談 ・保健師への相談	・厚生労働省「共育プロジェクト」YouTube動画 https://tomoiku.mhlw.go.jp/ ・県が制作する動画 (公開され次第掲載)
受講又は相談方法	セミナー参加 動画視聴	セミナー参加 動画視聴	受診、相談 ※診療明細、聞き取りにより確認	セミナー参加 動画視聴（共家事・子育てどちらかでも可） 専業主夫の場合は妻の受講必要